

○ 南部広域行政組合総合教育会議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、首長（組合においては理事会）と教育委員会が意思疎通を図り、地域の教育の課題や実情を共有し、施策等について協議・調整する場として総合教育会議が設置されることとなりました。

1. 総合教育会議の構成

- (1) 理事会（代表として理事長が出席）
- (2) 教育委員会

2. 総合教育会議で協議・調整すべき事項

- (1) 教育に関する大綱の策定について
- (2) 教育を行うための諸条件の整備、その他の本町の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について

3. 会議録

平成29年度 第1回 (平成29年10月5日)	平成29年度第1回会議録 (PDF)
----------------------------	------------------------------------

4. [総合教育会議設置要綱 \(PDF\)](#)

5. [南部広域行政組合教育施策の大綱 \(PDF\)](#)